徳島県個人情報保護審査会答申第75号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年1月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「平成27年度土地改良区等検査職員研修等に係る書類「土地改良区の現状と課題」に対するH〇.〇.〇日に協議及び回答した伺い及び報告書」に該当する保有個人情報の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月3日,実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を作成しておらず、 存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定(以下「本件決定」 という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月6日,審査請求人は,本件決定を不服として,行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき,実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年5月29日,実施機関は,条例第42条の規定に基づき,徳島県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して,本件審査請求について諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

県が指導・監督する官庁に申入れしたものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると,本件決定の 理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、公文書部分公開決定処分(平成〇年〇月〇日付け評第〇号)によって公開した文書のうち、平成27年度土地改良区等検査職員研修の資料(「以下「当該研修資料」という。)の一部である「土地改良区の現状と課題」について、平成〇年〇月〇日、審査請求人が、実施機関の担当職員(以下「担当職員」という。)に架電して話した内容に係る伺い及び報告書と推察される。

同日,担当職員が審査請求人と話した内容は,実施機関が審査請求人に対して公開 した当該研修資料についての説明であり,この説明を行った際に,説明した内容につ いての報告書を作成する事を求められたが,公開した資料に関する内容説明などの簡 易な内容については報告書の作成を行っていないため,その旨を審査請求人に伝えて いる。

電話の対応内容については、上司へ口頭での報告は行ったが、公開した当該研修資料について説明しただけであったため、その伺い及び報告書は作成していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、公文書公開請求により審査請求人に公開 した文書のうち、当該研修資料に関して、平成〇年〇月〇日に、審査請求人と担当 職員が話した内容に係る伺い及び報告書と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日、審査請求人から担当職員に電話があり、実施機関が審査請求人に対して公開した当該研修資料についての説明を行っている。この説明を行った際に、説明した内容についての報告書を作成する事を求められたが、公開した資料に関する内容説明などの簡易な内容については報告書の作成を行っていないため、その旨を審査請求人に伝えたとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則(平成13年徳島県規則第73号)第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

同日の電話の対応内容は、実施機関が審査請求人に対して公開した当該研修資料

についての説明をしただけとのことであり、このことについて、上司に口頭による報告を行ったのみで、文書は作成していないとの実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った 実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成29年 5月29日	諮 問
平成30年 6月21日	審 議 (第101回審査会)
7月25日	実施機関からの口頭理由説明の聴取,審議 (第102回審査会)
8月28日	審 議 (第103回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

	氏 名		職	業	等	備	考	
遠	藤	理恵子		弁護士			平成30年8	月1日から
大	道	亚目		弁護士			会 長	
坂	田	美	佐	税理士			平成30年7	月31日まで
末	抬	江	衣	弁護士		平成30年7月31日まで		
田	中	里	佳	公認会計士	:,税理士		平成30年8	月1日から
南	波	浩	史	徳島文理大	学総合政策			
松	永	満佐子		四国大学短期大学部教授		会長職務代理者		